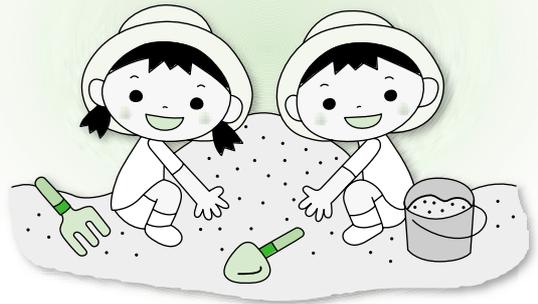
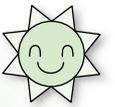


ご存じですか？ 児童扶養手当と 特別児童扶養手当



ただし、母または養育者が公的年金（例えば障害者年金や遺族年金）および遺族補償等を受け取ることができる場合は除かれます。

手当を受けるための手続き

認定請求書を提出して、知事の認定を受けなければなりません。

この手当は、受給資格があっても請求しない限り支給されません。また、平成15年3月31日において、該当した日から5年を経過している場合には、正当な理由があるときを除き認定の請求ができません。

◆特別児童扶養手当◆

身体または、精神に障害のある児童を家庭において監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方にこの手当が支給されます。

支給の対象となる児童

次に掲げる事項に該当する20歳未満の児童です。

【重度の障害がある場合】

- ・身体障害者手帳の判定がおおむね1級または2級程度の方（内部的疾患を含む）
- ・療育手帳の判定が、「A」「A」程度の知的障害または、同程度の精神障害がある方

【中度の障害がある場合】

- ・身体障害者手帳の判定がおおむね3級程度の方（内部的疾患を含む）
 - ・療育手帳の判定が、「B」程度の知的障害または、同程度の精神障害がある方
- 手帳を所持していない場合でも、前記程度の障害があれば該当します。

手当を受けるための手続き

認定請求書を提出して知事の認定を受けなければなりません。この手当は申請しない限り支給されません。

また、所得により支給制限があります。

手当の額

児童一人につき月額
1級 50、750円
2級 33、800円

所得状況届

すでにこの手当を受給している方は、所得状況届を毎年役場に提出しなければなりません。

◆児童扶養手当◆

この手当は、父親と生計を共にしていない児童の母、または母にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

支給の対象となる児童

18歳に達する日以後、最初の3月31日までにある次のいずれかに該当する児童。ただし、心

身におおむね中度以上の障害のある場合は20歳未満までとなります。

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父が死亡した児童
- ・父が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・父が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・父が一定の障害にある児童
- ・父の生死が明らかでない児童
- ・母が婚姻しないで生まれた児童
- ・母が児童を妊娠した当時の事情が不明である児童

手当の額

月額 41、720円（対象児童1人・全額支給の場合）

対象児童の数により、支給額が変わります。また、請求者および同居の家族等の所得により手当の一部または全部の支給が制限される場合があります。

現況届

すでにこの手当を受給されている方は、この現況届を毎年役場に提出しなければなりません。



お問い合わせ
福祉課内線236・237